

伊丹防火安全協会細則

制定 平成 3 1 年 4 月 1 日

改正 令和 元年 5 月 9 日

(目的)

第 1 条 この細則は、伊丹防火安全協会会則（以下「会則」という。）第 2 7 条に基づき、伊丹防火安全協会（以下「本会」という。）の運営及び事業の執行に必要な事項を定めるものとする。

(入会手続等)

第 2 条 会則第 6 条第 1 項の規定による入会の届出は、様式第 1 号によるものとする。

2 会則第 7 条の規定による退会の届出は、様式第 2 号によるものとする。

(会費)

第 3 条 正会員の負担する会費は、1 口あたり 6,000 円とし、口数については、概ね次の各号に該当する基準による額とする。

(1)従業員数による口数

従 業 員 数	口 数
1 ～ 5 0 人	1 口 以上
5 1 ～ 1 0 0 人	2 口 以上
1 0 1 ～ 2 0 0 人	3 口 以上
2 0 1 ～ 3 0 0 人	4 口 以上
3 0 1 ～ 4 5 0 人	5 口 以上
4 5 1 ～ 6 0 0 人	6 口 以上
6 0 1 ～ 7 5 0 人	7 口 以上
7 5 1 ～ 9 0 0 人	8 口 以上
9 0 0 人以上	9 口 以上

(2)危険物許可施設数による口数

危険物許可施設数	口 数
1 ～ 5 施設	1 口 以上
6 ～ 1 0 施設	2 口 以上

1 1 ～ 3 0 施設	3 口以上
3 1 ～ 5 0 施設	4 口以上
5 1 施設以上	5 口以上

(3)基準口数は従業員数による口数と危険物許可施設数による口数の合計とする。ただし、口数の上限は 25 口を限度とする。

2 賛助会員の負担する会費は、事業所にあつては年額 4,000 円以上、個人にあつては年額 2,000 円以上とする。

(会務の委任)

第 4 条 本会に代表者の代理人を出席させるときは、様式第 3 号の会務の委任状を、会長に提出しなければならない。

(委嘱)

第 5 条 会則第 1 3 条第 2 項又は第 2 1 条第 1 項の規定による委嘱は、様式第 4 号の委嘱状の交付をもって行うものとする。

(旅費)

第 6 条 本会の会員、顧問、参与又は職員、若しくは本会が依頼した者の旅費は、別表 1 のとおりとする。

(表彰)

第 7 条 会長は、本会の事業目的の達成に多大な功労又は功績があった会員、他の模範となる会員等について、必要な場合これを表彰することができるものとする。

2 表彰の種類及び基準は、次の各号に掲げるものとする。

表彰の種類	表彰の基準
功労者表彰	本会の事業推進に多大な功労があった者
優良事業所表彰	防火対象物の防火管理の推進に顕著な功績が認められる会員事業所
危険物管理優良事業所表彰	危険物の保安の確保に顕著な功績が認められる会員事業所
優良防火管理者表彰	防火管理業務の遂行において功績があった者
優良危険物取扱者表彰	会員事業所において、危険物取扱業務の遂行において功績があった者

- 3 被表彰者の推薦は、事務局にて行う。
- 4 被表彰者の選考は、推薦されたものの中から役員会の審議を経て会長が決定する。
- 5 表彰は、会長が表彰状および記念品を授与して、総会の場にて行う。
(謝金)

第8条 会長は、本会が主催する研修会の講師等に、必要に応じて謝金を支払うことができるものとする。この場合、謝金の額はこれを会長に一任する。

(慶弔)

第9条 会長が必要と認めた場合には、慶弔の意を表するものとする。
この場合、慶弔の方法は、会長にこれを一任する。

(経費の支出)

第10条 本会の経費の支出は、様式第5号により会長の決裁を受け執行するものとする。ただし、100,000円未満の額のもの、事務局長の決裁により執行することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 伊丹防火協会又は伊丹危険物安全協会の会員であったものの会費の額は、第3条の規定にかかわらず従前の協会の会費の額を選択することができる。
- 3 伊丹防火協会及び伊丹危険物安全協会のいずれにも入会していた会員の会費の額は、前項の規定にかかわらず、第3条の規定によるものとする。

附 則

この細則は、令和元年5月9日から施行する。

旅費等の額

本会の役員、会員、顧問、参与又は職員、若しくは本会が依頼した者の旅費の額は、次表のとおりとする。

1 旅費	(1) 列車を利用する場合 ア 列車の運賃の実費支払いとする。 イ 出発駅から片道 100km 以上の場所に出張する場合は、急行又は特急を利用することができるものとする。 ウ 早特・トクトク切符等を利用できる場所に出張する場合は、割引切符の利用を原則とする。 (2) 航空機を利用する場合 ア 会議の開始時間等の事情で、航空機による出張が必要な場合に利用することができるものとする。 イ 特割切符等の利用を原則とする。
2 宿泊費	宿泊を要する出張の場合は、宿泊費（1泊上限 10,000 円）を支給する。ただし、地域的、時期的諸事情により当該金額を超える場合は、この限りではない。

様式第 1 号（第 2 条関係）

入 会 申 込 書

伊丹防火安全協会 様

所在地
事業所
代表者
職氏名



伊丹防火安全協会の趣旨に賛同して、下記の年会費を添えて入会を申し込みます。

記

1 会員の種別

正会員 ・ 賛助会員

2 会費の金額

年会費 _____ 円（¥6,000 × _____ 口数）
（従業員： _____ 人・施設数： _____ 施設）

※1.正会員は別紙算定表による。

※2.賛助会員は 2,000 円以上とする。

様式第 2 号（第 2 条第 2 項関係）

退 会 届

このたび都合により貴協会を退会したいので承認願います。

年 月 日

所在地

事業所

代表者

職氏名



伊丹防火安全協会 様

様式第 3 号（第 4 条関係）

会 務 の 委 任 状

伊丹防火安全協会会長 様

所在地
事業所

代表者
職氏名



貴協会の会務の執行について、当事業所の下記の者に委任します。

記

事業所名

職 名

氏 名

様式第 4 号（第 5 条関係）

委 嘱 状

様

本会の として委嘱します。

年 月 日

伊丹防火安全協会
会長



様式第 5 号（第 1 0 条関係）

支 出 命 令 書

年度

会 長	顧 問	幹 事		書 記	命 令 年 月 日	
					年 月 日	
					通 し 番 号	
支 出 科 目			NO		支 出 金 額	¥ 円
申 請 及 び 支 出 金						
申 請 金 額			¥ ー			
内 訳						
上記のとおり申請します 年 月 日 申 請 者 印 伊 丹 防 火 安 全 協 会 長 様						
上記の金額を領収しました 年 月 日 受 領 者 印 伊 丹 防 火 安 全 協 会 長 様						